処　　分　　基　　準

令和３年３月５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第４条の３第２項
処 分 の 概 要：認知症に係る指定医の診断書の提出命令
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第４条の３第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１５条（認知機能の低下の状況を判断する基準）
処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１５条の基準に該当する場合は、認知症に係る専門医の診断書が既に提出されている場合等を除き、指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出することを命ずる。
問 い 合 わ せ 先：福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０）
備　　考：